

政令第二百九十五号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年十一月一日とする。

理 由

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。